

産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱

制定	平成5年3月1日
改正	平成7年9月22日
	平成10年3月30日
	平成10年6月16日
	平成13年4月1日
	平成18年4月1日
	平成20年4月1日
	平成21年4月1日
	平成30年3月22日
	令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づく広島県の措置の一環として、産業廃棄物処理施設の設置等に伴う紛争の予防と調整を図るため、施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び地元説明会の開催など、許可申請前の手続き（以下「地元調整」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場、焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設（以下「最終処分場等」という。）をいう。
- (2) 設置者 産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者、又は既設の産業廃棄物処理施設の構造若しくは規模を変更（軽微な変更を除く。以下「変更」という。）しようとする者をいう。
- (3) 関係地域 この要綱に基づき、設置者が地元説明会等を実施する地域として、厚生環境事務所長が関係市町の長及び設置者の意見を聴いて定める地域をいう。
- (4) 地域関係者 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業、工業等の事業活動を行う者及び関係地域内の利水を管理する者をいう。
- (5) 関係市町 関係地域が属する市町をいう。
- (6) 厚生環境事務所 設置者が産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとする場所を管轄する県厚生環境事務所をいう。

(県の責務)

第3条 厚生環境事務所は、関係市町と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、この要綱に定める手続き等が適正かつ円滑に行われるように努めるものとする。

2 県産業廃棄物対策課は、厚生環境事務所に対して、この要綱に定める事務に関する情報提供及び助言等を行うものとする。

(市町の協力)

第4条 関係市町は、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る立場から、この要綱に基づく地元調整に関する事務に協力するものとする。

(設置者及び地域関係者の責務)

第5条 設置者は、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、紛争の予防と調整に関して、県及び市町が行う施策に協力するとともに、地域関係者との良好な関係を損なわないよう、地元説明会の積極的な開催等、必要な措置を講じなければならない。

2 設置者及び地域関係者（以下「関係者」という。）は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、互譲の精神を持って、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事前協議書の提出)

第6条 設置者は、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、別記様式第1号による事前協議書を厚生環境事務所に提出しなければならない。この場合において、提出部数は正本について1部、第8条に規定する閲覧用の副本について厚生環境事務所に求める部数とする（第11条から第13条まで及び第16条から第18条までにおける提出部数も同様とする。）。

2 厚生環境事務所長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、厚生環境事務所長が必要と認める関係市町の長に事前協議書の写しを送付するものとする。

(関係地域の指定)

第7条 厚生環境事務所長は、設置者から事前協議書の提出があったときは、関係市町の長及び設置者の意見を聴いた上で、事業計画に係る関係地域を指定するものとする。

2 厚生環境事務所長は、関係地域を指定したときは、関係市町の長及び設置者に通知するものとする。

(事前協議書等の閲覧)

第8条 厚生環境事務所長は、前条第2項の通知をしたときは、当該通知及び事前協議書（以下「資料」という。）を閲覧に供するものとする。

2 厚生環境事務所長は、第14条に掲げる生活環境の保全に関する協定が締結された場合、廃止の届出があった場合又は地元調整が失効となった場合等、要綱による地元調整の継続が必要ないと認めたときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日をもって資料の閲覧を終了するものとする。

(関係市町の意見等)

第9条 第6条第2項の規定により厚生環境事務所長から事前協議書の写しを送付された関係市町の長は、その事業計画について、設置者に直接説明を求められることができるとともに、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る見地から、厚生環境事務所長に意見書を提出するものとする。

(地元説明会の開催)

第10条 設置者は、地域関係者を対象に事業計画に関する地元説明会を開催しなければならない。

2 設置者は、前項の地元説明会を開催するに当たっては、地域関係者に配慮し、事前に地元説明会開催の趣旨、開催日時及び開催場所等を記載した文書を回覧するなどして、周知を図るとともに、地区毎や複数回の開催など必要な措置を講じなければならない。

3 設置者は、地元説明会を開催できない正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、地元説明

会に代わる方法によって、地域関係者に事業計画の内容を説明することができる。

（地元説明会等実施状況の報告書）

- 第11条 設置者は、地元説明会等を実施した場合は遅滞なく、別記様式第 2 号による報告書を厚生環境事務所長に提出しなければならない。
- 2 厚生環境事務所長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第 8 条の例により閲覧に供するものとする。
 - 3 厚生環境事務所長は、第 1 項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（意見書の提出）

- 第12条 地域関係者は、地元説明会等の日から 30 日以内に、設置者に対して、地域における健全な生活環境の保全を図る見地から、事業計画についての意見書を提出することができる。
- 2 設置者は、地域関係者から前項の規定による意見書の提出があったときは、速やかにその意見書の写しを厚生環境事務所長に提出しなければならない。
 - 3 厚生環境事務所長は、前項の規定による意見書の写しの提出があったときは、当該意見書の写しを第 8 条の例により閲覧に供するものとする。
 - 4 厚生環境事務所長は、第 2 項の規定による意見書の写しの提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（意見の調整）

- 第13条 設置者は、地域関係者から提出された意見に対する設置者の見解を、再び地元説明会を開催すること等により、地域関係者に説明し、意見の調整を図らなければならない。
- 2 前項の地元説明会の開催等の手続きについては、第 10 条から第 12 条までの規定を準用する。
 - 3 設置者は、厚生環境事務所長が必要と認めるときは、地域関係者との意見の調整状況を整理し、別記様式第 3 号による報告書を厚生環境事務所長に提出しなければならない。
 - 4 厚生環境事務所長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第 8 条の例により閲覧に供するものとする。
 - 5 厚生環境事務所長は、第 3 項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（生活環境の保全に関する協定）

- 第14条 関係者は、意見の調整の結果、生活環境の保全に関する協定を締結することができる。
- 2 関係者は、生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

（厚生環境事務所の指導等）

- 第15条 厚生環境事務所長は、関係者の相当の努力にもかかわらず、意見の調整が難しい状況にあると料するときは、関係市町の協力のもとに、関係者に対して、生活環境保全上の助言を行い、関係者双方の合意が得られるよう指導するものとする。
- 2 厚生環境事務所長は、前項の指導にもかかわらず、地元調整の見込みがないと認めるときは、関係市町の長及び設置者に対し、この要綱に基づく指導及び助言の打ち切りを通知するものとする。

（事業計画等の変更及び廃止）

第16条 設置者は、地域関係者の意見等により事前協議書の記載事項を変更しようとするときは、別記様式第4号により厚生環境事務所長に届け出なければならない。

2 事前協議書を提出した設置者が、当該事業計画を廃止しようとするときは、別記様式第5号により厚生環境事務所長に届け出なければならない。

3 厚生環境事務所長は、第1項又は前項の規定による届出書の提出があったときは、当該届出書を第8条の例により閲覧に供するものとする。

4 厚生環境事務所長は、設置者から事前協議書の記載事項の変更又は当該事業計画の廃止の届出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（報告の徴収）

第17条 厚生環境事務所長及び関係市町の長は、設置者に対し、この要綱の実施に必要な事項について別記様式第3号による報告書の提出を求めることができる。

2 厚生環境事務所長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第8条の例により閲覧に供することができる。

（定期報告）

第18条 設置者は、事前協議書、第11条、第13条若しくは前条の報告書又は第16条の届出書（以下「事前協議書等」という。）のいずれかを最後に提出した日から1年を経過する日までに、別記様式第3号による報告書を厚生環境事務所長に提出しなければならない。

2 設置者は、前項による報告書の提出から1年を経過する日までごとに別記様式第3号による報告書を厚生環境事務所長に提出しなければならない。ただし、設置者が前項による報告から1年を経過する日までに事前協議書等を提出した場合はこの限りでない。

3 厚生環境事務所長は、第1項又は前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第8条の例により閲覧に供するものとする。

4 厚生環境事務所長は、第1項又は第2項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（地元調整の失効）

第19条 設置者が前条第1項又は第2項による報告を期限までにしなかった場合、当該事業計画を廃止したもののみならず。ただし、設置者から申出があり、かつ、厚生環境事務所長が正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

（要綱手続き前の地元調整）

第20条 設置者が、この要綱に基づく地元調整に先立ち、任意の地元調整を行うことを妨げない。

（勧告及び公表）

第21条 厚生環境事務所長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 設置者が事前協議書を提出せず、又は虚偽の事前協議書を提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく地元説明会等を開催しないとき。
- (3) この要綱に定める手続きを不正又は不誠実な方法により行ったとき。

- 2 環境県民局長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
- 3 環境県民局長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該設置者に対してその意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 厚生環境事務所長は、環境県民局長が第2項の規定により公表したときは、その内容を関係市町の長に通知するものとする。

(適用除外)

第22条 次のいずれかに該当する場合は、この要綱を適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更する場合
- (2) 広島市、呉市及び福山市の区域内において産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更する場合
- (3) その他厚生環境事務所長が認める場合

(準用)

第23条 この要綱は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のうち最終処分場等を新たに設置し、又は変更しようとする場合に準用する。

- 2 第2条第1号に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（屋外積替保管施設を含む。）及び法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のうち最終処分場等以外の施設を新たに設置し、又は変更しようとする場合であって、厚生環境事務所長が必要と認めるものについては、この要綱を準用することができる。
- 3 設置者が許可申請を行った後において、厚生環境事務所長が引き続き要綱に基づく手続きを継続する必要があると認める場合においては、この要綱を準用することができる。

附則（平成5年3月1日制定）

(施行期日)

- 1 この要綱は平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、産業廃棄物処理施設の設置等について、許可申請書等が提出され、現に審査中のものについては、この要綱は適用しない。
- 3 この要綱施行の際、保健所長が、この要綱の規定による地元調整の手続きに準ずる手続きが既に実施されていると認める事案については、その地元調整の状況に応じて、この要綱に基づく地元調整の手続きの一部又は全部が実施されたものとみなすことができる。

附則（平成7年9月22日改正）

この要綱は平成7年10月1日から施行する。

附則（平成10年3月30日改正）

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附則（平成10年6月16日改正）

この要綱は平成10年6月17日から施行する。

附則（平成13年4月1日改正）

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則（平成18年4月1日改正）

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年4月1日改正）

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日改正）

この要綱は平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 2 年 4 月 1 日改正前に要綱手続きを開始していたものについては、なお従前の例による。

産業廃棄物処理施設の設置（変更）に係る事前協議書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

次のとおり産業廃棄物処理施設を設置（変更）したいので、産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、事前協議します。

1 産業廃棄物処理施設の概要等

施設の種類	
設置場所（付近見取図添付）	
処理しようとする産業廃棄物の種類	
処理能力（最終処分場にあつては処分場の面積、埋立面積及び埋立容量、焼却施設にあつては処理能力及び火格子面積）	
処理方式、構造及び設備の概要	
工事着手予定年月日	年 月 日
事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
土地及び施設等の使用権原の取得状況	
主な産業廃棄物搬入経路及び運搬車両通行予定台数（台/日）	

（日本産業規格 A 列 4 番）

2 周辺環境の状況

社会環境	直近民家までの距離	
	公共施設等（学校，幼稚園，保育所，病院，社会福祉施設等までの距離）	
	周辺道路の状況	
	周辺の廃棄物処理施設の設置状況	
	周辺の水利状況（飲用井戸の利用を含む。）	
	隣接地の土地利用の状況	
自然環境	地域の山林，農地，河川，湖沼，水路等の状況	
	周辺地域の地形及び地質の状況	

3 候補地選定の理由

4 環境保全対策等

	搬入する産業廃棄物の確認方法	
	災害防止等施設の維持管理体制	
具体的環境保全対策	水質汚濁防止のため講じようとする措置	
	大気汚染防止のため講じようとする措置	
	騒音・振動防止のため講じようとする措置	
	悪臭防止のため講じようとする措置	
	その他周辺環境の保全及び増進のため講じようとする措置	

（日本産業規格 A 列 4 番）

5 生活環境影響調査に関する実施計画

項目	計画内容
大気汚染	
水質汚濁	
騒音	
振動	
悪臭	

6 (最終処分場の場合) 埋立終了後の維持管理計画及び跡地利用計画

7 関係法令による規制の状況

8 その他

(1) 搬入する産業廃棄物の排出場所

(2) 事業開始後の苦情等に対する対応方針

※ 図面等を用いて、できるだけ分かり易く記入すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第1号の添付図書に係る留意事項

添付書類	留意事項
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 施設周囲 1,000m 程度以内の土地利用の状況，集落，人家の位置，最終処分場にあつては井戸の設置状況等を明示すること。
産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図	<ul style="list-style-type: none"> 各設備機器単位ごとの定格，寸法等の仕様が記載されていること。
設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> 処理方法，能力や工程の根拠が理論的に説明できるものであること（算定根拠を含めて） 排煙（最大着地濃度の範囲，排煙量），排水（排水量，排水先，排水経路，100倍希釈地点），防音，悪臭防止等関連する事項について分かるもの。 <p>【最終処分場にあつては，次の資料も添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立面積，埋立可能容量等の計算書（実測によるものとする） 浸出液処理装置の処理能力が理論的に説明できるものであること（算定根拠を含めて） 浸出液処理装置の処理水量は，降雨量計算を基礎にして設計されていること。 <p>【PCB 処理施設にあつては，次の資料も添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> PCB 処理技術調査検討委員会の評価書
生活環境影響調査の計画書	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を参考に，調査事項，場所，時期などが分かるもの（選定理由を含めて） 作成時から長時間経過している場合，周辺環境等の状況に変化が認められないものであること
周辺環境の状況に係る資料	<ul style="list-style-type: none"> 直近民家，公共施設等までの距離が分かるもの 周辺道路，施設等への搬入経路が分かるもの 周辺の廃棄物処理施設の設置場所が分かるもの 周辺の水利状況（飲用井戸の利用を含む。）や土地の利用が分かるもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> 厚生環境事務所長が必要と認める書類

注1 1種類の図面又は書類で必要な添付書類の内容が表示できる場合には，重複する書類あるいは重複する内容について，その範囲において省略することができる。

注2 添付書類に関して，様式第1号とともに，事前協議書として閲覧に供する。

地元説明会等実施状況報告書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した事前協議について、産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱第11条第1項の規定により、地元説明会等の実施状況を次のとおり報告します。

説明会に関する事項	開催日時	年 月 日 時 ~ 時
	開催場所	
	対象地域	
	出席者数	
	説明会等の概要及び主要質疑	
説明会以外の方法を用いた場合は、その実施状況		

- 添付書類 1 説明会に配布した資料及び図面
2 説明会以外の方法の場合は、その事実を説明する書類及び図面

（日本産業規格 A 列 4 番）

地元調整状況報告書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した事前協議について、産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱第13条第3項（第17条第1項、第18条第1項又は第2項）の規定により、地元調整状況を次のとおり報告します。

地域関係者の意見	設置者の見解

（日本産業規格 A 列 4 番）

事業計画変更届出書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した事前協議について、産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱第 16 条第 1 項の規定により、事業計画の変更について次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の概要	設置場所		
	施設の種類		
	処理能力		
変更の理由			
変更の内容	変更前		変更後

※ 変更前後の内容が明確になる書類を添付すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

事業計画廃止届出書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した事前協議について、産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱第16条第2項の規定により、事業計画の廃止について次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の概要	設置場所	
	施設の種類	
	処理能力	
事業計画の廃止年月日	年 月 日	
事業計画を廃止した理由		

(日本産業規格 A 列 4 番)